保育園（長時間保育＜延長保育①＞）

項目	早朝長時間	夕方長時間	土曜日長時間
身分	地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定するパートタイム会計年度任用職員として採用されます。 ※会計年度任用職員であっても、『公務員』として採用されるため、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」など一般の公務員と同様に地方公務員法が適用されます。		
雇用期間	一会計年度（４月１日～３月３１日） ※年度の途中から採用される場合は、勤務開始日から３月３１日まで ※再度の任用については、勤務成績等を参考に決定します。		
勤務日	月曜日～土曜日	月曜日～金曜日	土曜日
勤務時間	７：３０～９：３０ ※土曜日長時間保育のため、１２：１５～１８：１５までの勤務を依頼する場合があります。	１５：３０～１８：１５ ※土曜日長時間保育のため、１２：１５～１８：１５までの勤務を依頼する場合があります。	１２：１５～１８：１５
勤務場所	碧南市立保育園（５園）		
有給休暇	採用日が４月１日から９月３０日→１０月１日に付与 採用日が１０月１日から３月３１日→４月１日に付与 ※日数は労働基準法に沿って付与。		
報酬など	時給１，７１０円～１，７３４円 ※昇給制度あり ※通勤経費相当分は別途支給 ※報酬は、毎月月末〆の翌月２０日払いです。		
社会保険等	健康保険：加入しません 厚生年金：加入しません 雇用保険：加入しません		

保育園（長時間保育＜延長保育②＞）

項目	早朝＋夕方長時間	朝夕土曜日長時間
身分	地方公務員法第２２条の２第１項第１号に規定するパートタイム会計年度任用職員として採用されます。 ※会計年度任用職員であっても、『公務員』として採用されるため、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」など一般の公務員と同様に地方公務員法が適用されます。	
雇用期間	一会計年度（４月１日～３月３１日） ※年度の途中から採用される場合は、勤務開始日から３月３１日まで ※再度の任用については、勤務成績等を参考に決定します。	
勤務日	月曜日～土曜日	月曜日～土曜日
勤務時間	早朝：７：３０～９：３０ 夕方：１５：３０～１８：１５	【平日】 早朝：７：３０～９：３０ 夕方：１５：３０～１８：１５ 【土曜】 早朝：７：３０～９：３０ ※土曜日長時間保育のため、１２：１５～１８：１５までの勤務を依頼する場合があります。
勤務場所	碧南市立保育園（５園）	
有給休暇	採用日が４月１日から９月３０日→１０月１日に付与 採用日が１０月１日から３月３１日→４月１日に付与 ※日数は労働基準法に沿って付与。	
報酬など	時給１，７１０円～１，７３４円 ※昇給制度あり ※通勤経費相当分は別途支給 ※一定条件により期末・勤勉手当支給 ※報酬は、毎月月末〆の翌月２０日払いです。	
社会保険等	健康保険：加入 厚生年金：加入 雇用保険：加入	健康保険：加入 厚生年金：加入 雇用保険：加入 ※１年継続勤務する場合、所得税や住民税の扶養対象外となります。